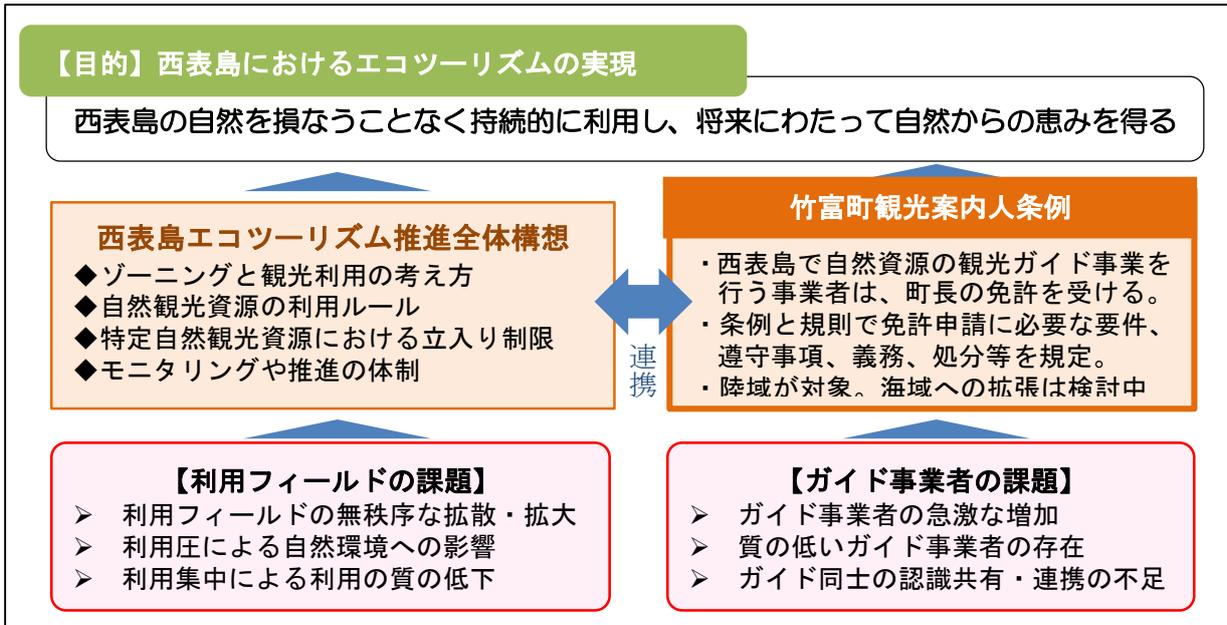


竹富町観光案内人条例の概要

1. 背景と目的

- ・西表島は自然が豊かで世界自然遺産にも推薦されており、近年自然体験型観光が増加している。
- ・観光利用の増加に伴い利用フィールドやガイド事業者の課題が生じており、本条例とエコツーリズム推進法に基づく、西表島エコツーリズム推進全体構想により、適切な観光管理の下で西表島におけるエコツーリズムの実現を図る。



2. 免許制の導入

- ・町に申請を行い、免許を受けた者以外は、西表島等^{※1}において、自然観光事業^{※2}を行うことはできない

※1 西表島及びその属島の陸域（河川域及び海岸域は含まれるが、海域を含まない）。基本的に、エコツーリズム推進全体構想の対象範囲と一致

※2 自然環境（動植物やその生息環境、景観等）を利活用して観光案内する事業（金銭のやりとりを伴わないものや集落内における歴史ガイド等は対象外）

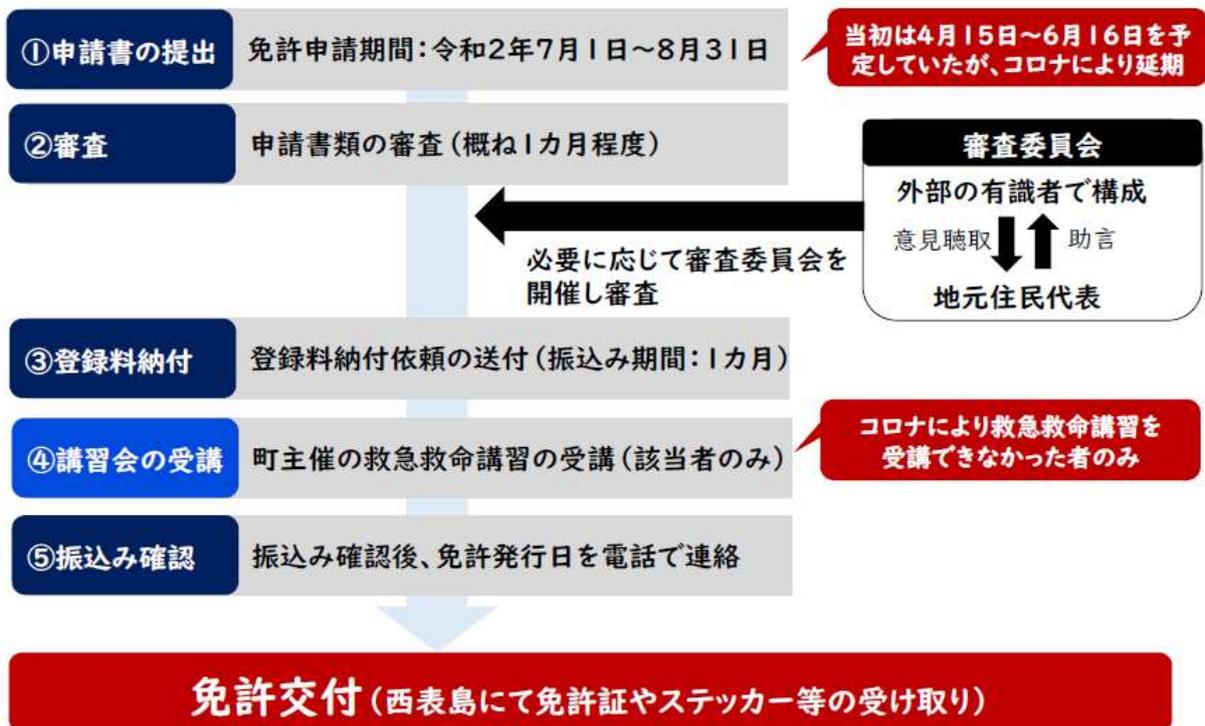
- ・事業者が免許取得する際には、雇用しているガイド（ヘルプも含む）や車、カヌー等の機材の登録が必要



3. 事業者の免許取得の条件

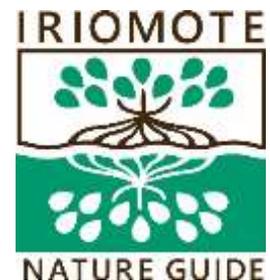
- ・西表島等に営業所や施設等を有していること
- ・西表島等において、一定期間以上自然観光事業に従事した経験を有すること
- ・西表島等の公民館に所属しているか、地域社会の振興に努めていること
- ・自然観光事業を行う上で必要な、救命講習等の講習会の受講経験や、水難救助員等の資格を有していること
- ・賠償責任保険に加入していること 等

竹富町観光案内人免許取得までの流れ



4. 観光案内人（免許取得者）の責務

- ・案内する観光旅行者への必要事項の事前説明
- ・ガイド中の免許証等の掲示
- ・使用する車やカヌー等に観光案内人とわかるステッカーの貼付
- ・案内した自然観光資源（フィールド）や人数等の記録、報告
- ・自然環境の破壊や、盗掘や密猟等の違法行為、免許を取得していないと思われる者による観光案内等、法令・条例違反と思われる行為を確認した際の報告
- ・法令やルール、救命技術等に関する講習の受講



観光案内人ロゴマーク
（免許番号等と共に
ガイド中掲示）

詳細は竹富町 HP もご覧ください。

<https://www.town.taketomi.lg.jp/soshiki/1561941707/1585649467/>

